

# 社会福祉法人穂波学園

## 身体的拘束等の適正化のための指針

当法人において、身体的拘束等の適正化に関する基本理念のもと、理事長を中心に、職員が一丸となって取り組みを行っていくこととする。

(1) 当法人における身体的拘束等の適正化に関する基本理念

### 「障がいを持たれた方の立場に立ったケアの実現」

(2) 身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

① 身体的拘束適正化検討委員会

ア 委員構成

- |                             |    |
|-----------------------------|----|
| ○ 理事長（委員長）                  | 1名 |
| ○ 施設長                       | 3名 |
| ○ 計画作成担当者                   | 1名 |
| ○ 各施設児童発達支援管理責任者及びサービス管理責任者 | 6名 |
| ○ 各寮リーダー                    | 7名 |
| ○ 安全管理者                     | 1名 |
| ○ 看護師                       | 1名 |

イ 開催時期

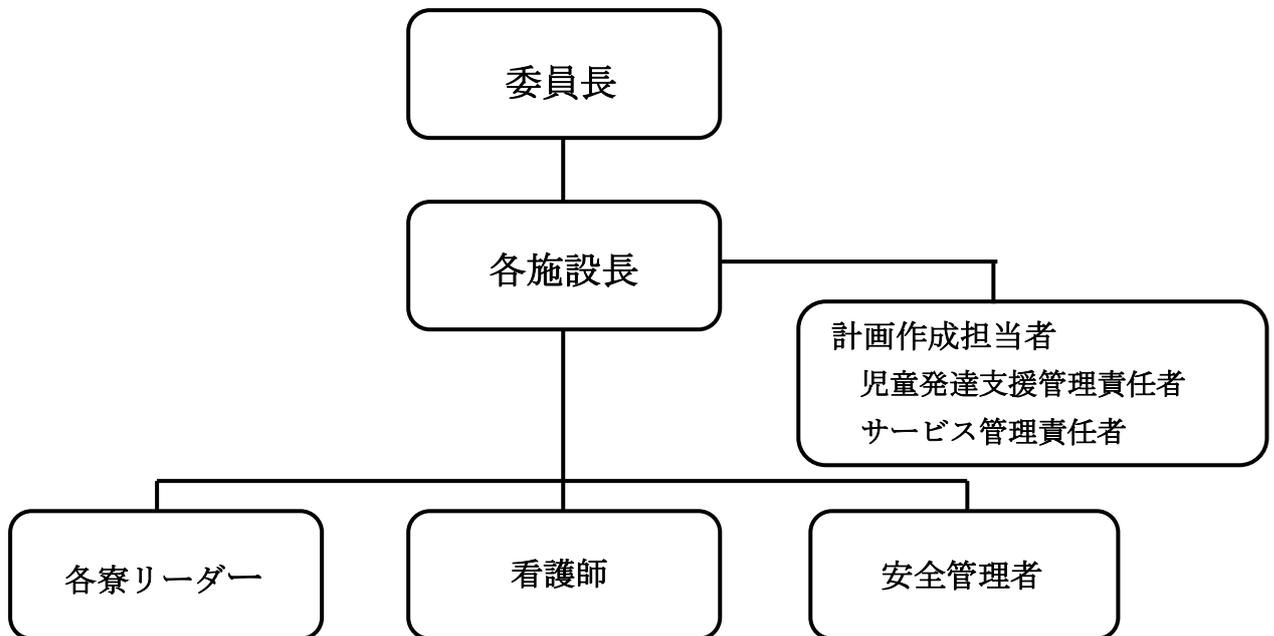
- 年1回以上行う。但し、緊急的な事案が発生した場合には、その都度行うものとする。

ウ 協議事項

- 身体的拘束事案の有無の報告
- やむを得ず身体的拘束を行う場合の妥当性の検証と対応の協議
- その他、必要な事項

## ② 法人内の組織

### ア 当法人における指揮系統・意思決定組織



### イ やむを得ず身体的拘束等を行う場合の意思決定

あらかじめ、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件を満たすものについて、身体拘束ゼロへの手引き（2001年3月 厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議 発行。以下「手引き」という）のP22～P25に基づき、利用者本人や家族に対して身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を手引きのP24の【記録1】の説明書によりできる限り詳細に説明し、十分な理解を得ることに努め、その上で、次の者で構成された意思決定組織により、身体的拘束等の実施の判断を行うものとする。

なお、最終的な意思決定者は、委員長とする。

○ 看護師、安全管理者、各寮リーダー、計画作成担当者、各施設長、委員長

※ やむを得ず、上記全ての構成員が参加できない場合であっても、各寮リーダー2名は必須とし、計画作成担当者、各施設長、委員長の内いずれか2者についても必ず参加しなければならないものとする。

この場合における最終的な意思決定者は、委員長又は各施設長のいずれかとし、施設長が意思決定を行った場合であっても、意思決定の責任は委員長にあるものとする。

### (3) 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

当法人においては、身体的拘束等の適正化のため、年1回以上の内部研修を行うほか、行政あるいは民間団体が実施する外部研修についても可能な限り積極的に参加するも

のとする。

(4) 法人内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

身体的拘束等の事案については、その全ての案件を(2)①の身体的拘束適正化検討委員会に報告するものとする。

この際、委員長が、定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に同委員会を招集するものとする。

(5) 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

緊急やむを得ず身体的拘束等を行っている場合であっても、その開始時のみならず、手引きのP25【記録2】を用いた随時の記録を行い、常に拘束の早期解除を念頭に、(2)②イに掲げる意思決定組織において、解除に向けた検討を行うものとする。

(6) 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針の内容については、利用者及びその家族等に対して、当法人が行うサービスの提供開始の際に十分に説明するとともに、当法人のホームページへの掲載及び施設内のホールに備えつけるなど常時閲覧が可能な状態にします。

(7) その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

当法人においては、(1)の基本理念に基づき、常に障がいを持った方の立場に立ったケアを実現するため、手引きのP16～P21を参考とした、可能な限り身体的拘束等を行わないための工夫を率先するとともに、将来的には、「身体的拘束等ゼロ」を目指すものとする。

2021年7月19日 制定